

○厚生労働省告示第百九十一号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号及び第一条の二の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年五月二日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第四に次の二号を加える。

三 リツキシマブ静脈内投与療法 難治性天疱瘡<sup>ほうそう</sup>（ステロイド抵抗性のもの又はステロイドを減量する過程で再燃したものに限る。）

四 チオテパ静脈内投与、カルボプラチン静脈内投与及びエトポシド静脈内投与並びに自家末梢血<sup>しゅうけつ</sup>幹細胞移植術の併用療法 髄芽腫、原始神経外胚葉性腫瘍又は非定型奇形腫様ラブドイド腫瘍（再発したもの又は難治性のものに限る。）